

# 海外子会社の配当送還に関する一考察\*

—配当パラドックス再考—

古 賀 款 久

## 1 問題の所在

わが国は、法人事業所得に対して国税である法人税 37.5% に加えて、地方税として法人事業税 12%、法人住民税（道府県民税 1.88% および市町村民税 4.61%）の負担を義務づけている。最終的な法人税実効税率 49.98% は、他の先進諸国における法人税負担と比べてもかなり高い水準にあると言える（表 1）が、このような法人税率水準は、国内法人の国際競争力を低下させるだけでなく、わが国産業の空洞化に対する懸念を強めさせるにも十分な高さであろう。

表 1 法人課税の税率水準の国際比較 (単位%)

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
表面税率	37.5	35	33	45(留保分) 30(配当分)	33 1/3
実効税率	49.98	41.05	33.00	52.35	36 2/3

出所 日本の税制 (1996)

もちろん、上に示された「実効税率」とは、あくまでも税法上の表面税率を再計算したものに過ぎず、そのまま法人の実質的な税負担を表すものではない。現実の税制には、引当金・準備金あるいは特別償却制度など法人の税負担を軽減する措置が講じられており、法人の税負担の国際比較をするためには、これらの優遇措置の効果を反映した尺度を用いる必要がある。法人の税負担を議論する際に用いられる概念は、平均実効税率および限界実効税率

の概念である。前者は、企業の法人税納税額を当期所得で除した値と定義されるのに対して、後者は、企業が追加的な投資を行う際に負担する税として定義され、通常「資本コスト」で表現される。ただし、限界実効税率は、完全競争・完全情報等必ずしも現実的とは言えない仮定に基いて導出されるだけでなく、税制上の優遇措置を十分には反映していない等の欠点を持つ。それゆえ、法人税負担の国際比較にはむしろ平均実効税率の方が有用とされる<sup>1)</sup>。いま、一例として、最近報告された日米法人に関する平均実効税率の推計結果を取り上げると、1986年の米国および1987—88年の日本における税制改革前後の法人実効税率は、米国で49.5%から38.3%へ、日本で56.8%から52.8%へと、それぞれ低下している<sup>2)</sup>。しかし、先に述べた表面税率同様、平均実効税率から見ても、わが国の法人税率は、依然として高い水準にあることがわかる。

このように、わが国の法人税率は他国に比して高水準にあるにも関わらず、近年、わが国多国籍企業の海外現地法人は、本国親会社への配当性向を高めている。表2は、わが国製造業現地法人の配当性向を地域別に整理したものである。これによれば、多少の地域差はあるものの、ほぼ全地域で、海外現地法人は毎年一定の配当支払を行っていることが観察され、その比率は、1992年になって米国・欧州を中心に一気に高まっていることがわかる。海外現地法人から本国親会社への資金の流れには、配当の他に支払利子およびロイヤルティーを通じた径路が考えられるが、通産省「我が国企業の海外事業活動」には、海外現地法人が本国親会社に対して支払ったロイヤルティーおよび支払利子総額に関するデータは掲載されていない。したがって、現地法人の支払配当に加えて、支払利子およびロイヤルティーも並行して拡大しているのか、即ち、現地法人所得の本国送還がその形態に関係なく一般的な傾向として進展しているのか、または、配当所得送還がロイヤルティーおよび支払利子を通じた利益処分方法に代替されている<sup>3)</sup>と理解すべきなのかについて判断することは出来ない。また、1992年度に見られた現地法人の配当性向拡大が今後も継続するの否かについても明らかではない。

表2 製造業現地法人の税引後当期利益計上企業の配当性向<sup>4)</sup>

(単位%)

年度	北米	中南米	アジア	中東	欧州	オセアニア	アフリカ	全地域
1988	19.0	27.2	31.5	32.6	14.8	19.2	18.0	22.5
1989	18.9	17.3	29.7	33.9	16.3	33.0	40.9	23.8
1990	—	—	32.4	33.5	29.5	28.7	64.1	74.4
1991	19.5	12.5	30.6	27.9	22.8	57.4	43.6	27.7
1992	80.2	98.5	44.9	25.0	70.7	67.2	73.9	55.6

出所 通産省「我が国企業の海外事業活動」各年度版

しかし、以上の問題を検討する前に、考えなければならないのは、何故、海外現地法人が法人税負担の重いわが国に、敢えて配当所得を送還するのか、という問題である。この問題に関して、本稿では、わが国の研究開発投資に対する税制上の優遇措置並びに会計制度の特徴を考慮すると、非合理的と考えられる現地法人の所得送還行動にも一定の合理性を与えうることを示す。なお、本稿の構成は以下の通りである。次節では、配当パラドックスに関する既存の議論を整理する。続く3節では、わが国多国籍企業の研究開発投資の大半が本国で行われることを概観した後に、国内集中化を促進する一要因として、研究開発投資に対する税制上の優遇措置に注目する。さらに、わが国の会計慣行の下では、現地法人の配当送還は、研究開発投資に対する税制上の優遇措置を確保する際に重要な役割を果たしうることを指摘する。4節は結論である。

## 2 配当パズルに関する既存の議論

現地法人所得は、本国親会社へ送還されない限り、本国法人税の対象とはならないから、現地法人は、可能な限り所得の本国送還を遅らせる誘因を持つ。それゆえ、現地法人所得のかなりの部分が、本国親会社に配当として支払われている現状は、パズルとみなされる。このような配当パズルに対しては、(1) 配当のシグナル機能、(2) 配当の流動性制約緩和機能、(3) 税最小化、および、(4) Trapped-equity モデル、の四通りの説明が可能である<sup>5)</sup>。

第一の説明は、現地法人と本国親会社（および本国株主）の間に存在する情報の非対称性に基く説明で、現地法人から送還される所得は、何らかの非税制便益を本国親会社に与えるという主張である。現地法人は、継続的な配当支払を通じて、本国親会社ならびに株主に対し、経営が健全であることを示すことができる。逆に、配当水準の低下によって、株主は現在および将来収益に関して悲観的な見方を強めるかもしれない。ところで、多くの国々では、法人に対して経営に関する情報（財務情報等）の開示を義務づけているが、支払配当は、このような開示情報を越えた、何らかの追加的な情報を株主に伝える機能があると解釈される。もっとも、本国親会社と海外現地法人の間の情報の非対称性およびシグナリングの問題は、それほど深刻ではないかも知れない。本国親会社と海外現地法人は、通常企業グループとして一体と考えられる上に、本国親会社は現地法人に対し「支払配当」といった間接的な方法ではなく、直接的なコントロールを行うことが可能だからである。さらに、本国親会社は、多くの場合現地法人の唯一の株主であるから、一時的な株価の変動にはさほど神経質にはならないとも考えられる。

第二の説明は、非課税株主あるいは低税率株主が、配当性向の高い企業の所有者であるため、配当支払いは、必ずしも税制上不利ではないという説明である。特に、株式売却によるキャピタルゲイン実現に対して、多額の取り引き費用が伴う場合には、このような株主は、キャピタルゲインよりも配当を好むであろう。また低税率階層の株主は、定期的な配当支払いによって流動性制約をも緩和することができる<sup>6)</sup>。しかし、このような低税率階層の株主が、取えて税負担の重い多国籍企業の株主になるか否かについては疑問が残る。第三の説明は、税最小化に基く説明である。すなわち、税最小化の観点からは「支払配当」は必ずしも不利な利益処分方法ではないという主張である。現地法人の当期利益は、配当・役員賞与・内部留保（再投資）のいずれかの方法で処分されるが、同時に、本国親会社に送還される支払利子ならびにロイヤリティーも実質的には、利益処分の一手段と考えられる。ただし、これらの利益処分方法に関する税負担は必ずしも同一ではない。配当所得は、

法人段階で課税されるだけでなく本国親会社に送還される段階でも源泉徴収税を課される。これに対して、支払利子およびロイヤリティーは、源泉徴収税の負担はあるものの法人段階では損金経理されるため、外国法人税を回避することが可能となる。内部留保は、配当同様、法人課税の対象となるが、源泉徴収税を回避することが出来るため、配当よりも税負担は軽減される。

しかし、昨今の配当性向の高まりは、内部留保・支払利子・ロイヤリティーなど従来は税負担の少なかった利益処分方法が、移転価格税制・過少資本税制、あるいは、Sub-part-F ルールの強化によって割高となった可能性を示唆している。例えば、米国では、1986年の税制改革を契機に、Sub-Part-F ルールを通じた不活性資金に対する課税が強化された。さらに、支払利子・ロイヤリティーに対する課税も、過少資本税制<sup>7)</sup>および移転価格税制<sup>8)</sup>を通じて強化されている。したがって、支払配当が相対的に有利な利益処分方法となった可能性は否定できないであろう。もっとも、以上の議論は、本国が外国よりも法人税負担の少ない国であることを前提としている。本国の法人税水準が高ければ、現地法人所得を如何なる形態で送還したとしても、本国における追加的な税負担は避けられない。したがって、Sub-part-F ルールの存在を考慮してもなお、内部留保が所得送還に比べて税負担の少ない利益処分方法となり、高税率国への所得送還を説明することはできない。

第四の説明は、Auerbach (1983)、Hartman (1985)等によって主張された Trapped-equity モデルに基く説明である。いま、潤沢な留保資金を有する現地法人を想定しよう。この現地法人の内部資金は、有望な投資機会の存在すれば再投資し続けられるであろうが、投資機会が枯渇すれば、あるいは適当な運用方法が無くなれば、配当として利益処分されるであろう。この場合、配当は「収益から投資費用などの諸経費を控除した後の余剰資金 (residual)」として捉えられることができる。配当が「収益と投資費用の残差」として定義される場合には、配当課税は、一括課税となり、現地法人の限界的な投資決定（すなわち配当として利益処分するか内部留保として再投資するかかの決定）に対して中立的となる。配当が低税率国である本国に送還され

場合には、一切の追加的な課税は存在しないから、現地法人の配当政策に対して本国法人税は中立的となる。また、配当が高税率国に送還される場合にも、送還された「配当」に課される本国法人税は、実質的には「配当課税」となり、現地法人の配当政策に対しては中立的となる。

しかし、現地法人の配当政策に対する本国法人税の中立性が成立するためには、(1) 本国及び外国の課税ベースが同一であること、および、(2) 現地法人の投資が行われる時点と所得が送還される時点とで、両国の相対的な法人税水準に変化がないこと、が要求される<sup>9)</sup>。課税ベースの一致は、各国会計制度の同一性をも要求することにもなるが、これが現実的な仮定であるか否かについては議論の分かれる所であろう。これらの前提が満たされない場合には、現地法人の高税率国への配当所得送還は説明できない。

以上、配当パズルに関する既存の議論を概観したが、次節では、特に第一の説明で展開された配当のシグナリング機能を念頭に置いた上で、わが国の研究開発投資に対する税制上の優遇措置ならびに会計慣行の特徴が、一見非合理的と思われる現地法人の配当送還行動に一定の合理性を与えうることを指摘する。

### 3 多国籍企業の研究開発投資と現地法人所得送還の合理性

わが国多国籍企業の現地法人(製造業)が行う研究開発投資総額は、近年著しく増加している。表4によれば、前年度額に対する研究開発費総額の伸び率は、1992年に136%、1993年には44.6%を示している。また、研究開発費の拡大を地域別に見ると、アジアに進出した製造業現地法人の研究開発投資額は、この4年間に2倍に、米国現地法人および欧州現地法人の研究開発投資額は、それぞれ、3倍、5倍に拡大している。さらに、特定地域の特定業種によっては、国内法人以上の売上高研究開発費比率を示す海外現地法人も観察される。しかし、研究開発費総額の水準そのものは1844億円と、国内法人の研究開発投資総額のわずか2.1%を占めるに留まっており、わが国多国籍企業のイノベーション活動の大半は本国で行われていることが推測さ

れる<sup>10)</sup>。以下では、わが国多国籍企業の研究開発投資の立地 (location) を決定する諸要因について整理した後に、特に研究開発投資に対する税制上の優遇措置について議論する。その上で、税制上の優遇措置と現地法人所得の本国送還との関わりを検討する。

表3 わが国製造業現地法人の研究開発費総計

(単位：百万円)

年度	北米	中南米	アジア	中東	欧州	オセアニア	アフリカ	全地域
1989	33,780 (-)	463 (-)	5,024 (-)	0 (-)	12,603 (-)	1,044 (-)	25 (-)	52,939 (-)
1992	49,863 (1.7)	319 (0.2)	6,585 (0.3)	0 (0.0)	67,376 (4.9)	1,291 (0.5)	6 (0.1)	125,440 (1.7)
1993	94,064 (1.45)	846 (0.30)	11,621 (0.31)	232 (0.96)	73,552 (3.0)	1,117 (0.37)	7 (0.03)	181,439 (1.38)

出所 通産省「我が国企業の海外事業活動」各年度版

なお括弧内は、売上高研究開発費比率 (単位：%) を表す。

### 3.1 研究開発投資の立地決定要因

研究開発投資の国際化は、今や世界的な傾向であると言われている。例えば、カナダ、スウェーデン、英国など西欧諸国の多国籍企業は、全研究開発投資の30-42%を海外で行っており、国際化の進展が遅れている日本やアメリカ多国籍企業は、むしろ例外である<sup>11)</sup>。研究開発投資の国際化に際し、その立地は、集中化の要因と分散化の要因との間の均衡で決定される。研究開発活動が本国に集中する理由としては、以下の五つが挙げられよう<sup>12)</sup>。

第一に、研究開発投資が、もっぱら、本社あるいは本国の主要生産事業部で行われるのは、企業特長的な技術・情報の社外流出を最小限に抑えるためである。もっとも、本社職員の秘密保持能力が現地法人の専門家よりも劣っていれば、このような議論は成立しない。また、企業特長的な技術が複雑な構造を持てば、遺漏情報そのものは局所的なものとなり、情報流出による被害もそれほど深刻とはならないであろう。

第二に、企業特長的な技術進歩は、本国市場から派生することが多く、し

たがって本国市場への近接性が重要となる。第三に、研究開発活動に莫大な固定費用がかかる場合には、規模の利益を享受するために施設を一か所に集中させることが望ましい。しかし、あらゆる研究開発活動が大掛かりな施設の下で行われる訳ではなく、実際に、製品イノベーションや工程イノベーションは小さな研究所でも起こりうる。

第四に、技術者間の情報交換の円滑化、あるいは重複投資の回避といった事務管理上の理由からも、研究開発投資の集中化は説明できる。ただし、昨今の情報伝達手段の発展を念頭に置けば、遠隔地間の情報交換が以前ほど不利であるとは考えにくい。さらに、第三・第四の要因は、いづれも集中化の要因にはなっていない。その集中化が国内で生ずる必然性に関しては何ら説明していない。最後に、そして恐らく、最大の決定要因は、本社研究所が本国に設立されたという歴史的経緯である。

これに対して、分散化の要因としては、需要要因として、(1) 市場への近接性、(2) 現地政府の規制等、(3) 親会社からの技術移転に対する費用、また、供給要因として、(4) 外国専門家・技術への接近、安価な人件費、外国技術の吸収等、が挙げられる。多国籍企業が現地消費者のニーズに応じた製品開発を行う場合には、情報収集・サービス提供等の点から、現地市場への近接性は大切な要因となるであろう。また、現地政府の規制が厳しければ(国によっては、外資系製薬会社に対して臨床実験を義務づけている所もある)あるいは、電信電話・軍事産業など現地政府が大消費消費者である場合にも、現地で研究開発投資を行うことが有利となる。さらに、現地法人に対する技術役務・技術資産の移転が頻繁に行われるようであれば、本国親会社からその都度人材等を派遣するよりも、むしろ、現地で研究開発を行った方が安上がりであろう。わが国多国籍企業現地法人の研究開発投資については、その約半数が米国で行われている点、あるいは業種別に見ると、医薬品・化学などのハイテク分野に集中している点から、供給要因が「分散化」の要因の中では支配的であると言える。

現地法人の研究開発費総額が国内法人の研究費総額のわずか2%であるこ

とは、分散要因よりも集中要因の方が圧倒的に強いことを示唆している。以下では、わが国多国籍企業のイノベーション活動の国内集中化の要因の一つとして、わが国政府が与える税制上の優遇措置に注目して議論する。

### 3.2 研究開発投資に対する税制上の優遇措置

わが国を含む先進諸国は、概ね、GDPの2-3%を研究開発投資に費やしている。しかし、その資金調達方法には若干の差異が見られ、わが国よりも資本市場の発達していると考えられる欧米で、公的研究開発投資の役割が重要となっているのは興味深い<sup>13)</sup>。また、各国における公的研究開発投資の役割を、産業別に見ると、ハイテク産業（軍需産業など）において、特に重要となっている。企業のイノベーション活動を通じて開発された知識・技術には、公共財的な性格があるため、市場メカニズムの下で決定される研究開発投資の水準も、社会的な観点からは過小となる<sup>14)</sup>。研究開発投資の公共財的な性格に由来する市場の失敗の議論に加えて、最近では、資本市場の不完全性あるいは情報の非対称性の解決策として、政府介入を正当化する議論も展開されている。

一般に、研究開発投資は、収益の実現に長期間を要するだけでなく、将来収益の水準自体にも多くの不確実性を伴う投資である。したがって、出資者が短期的かつ確実な利益を望む場合には、仮に将来正の便益を生む見込みがあっても、研究開発投資のような長期的な投資機会は阻害される。また、出資者の近視眼的な態度に加えて、出資者と企業家との間に存在する情報の非対称性も、逆選択およびモラルハザードを通じて、研究開発投資を阻害する。資本市場において、出資者と企業家との間に情報の非対称性が存在する場合には、社会的厚生観点からは、能力の高い企業家が研究開発投資を行うことが望ましいにも関わらず、市場均衡においては、全ての良質な企業家は研究開発投資を回避する一方で、能力の低い企業家のみが研究開発投資を行う、という事態が発生する。これが、逆選択と呼ばれる現象である。これに対して、モラルハザードとは、企業家が、情報の非対称性を悪用すること

で、出資者にとっては望ましくない行動を取る現象を指す。資本市場の重要な役割に危険の効率的な配分があるが、このような配分機能によって危険から開放された企業家は、反って怠ける誘因を持つ可能性がある。企業家が努力を怠れば、研究開発投資の水準も社会的に最適な水準から乖離させるかも知れない。企業家の機会主義的な行動を予想する出資者も、研究開発投資への資金提供を望まないであろう。この結果、逆選択・モラルハザードのいづれが生じて、研究開発投資は阻害される<sup>15)</sup>。

研究開発投資の直面する資金制約を緩和する目的で、先進諸国は、公的研究開発投資、あるいは税制上の優遇措置を通じた、直接的・間接的な政府介入を行っている。税制上の優遇措置には様々な制度が存在するが<sup>16)</sup>、中でも、法人税法の認める任意償却制度は、研究開発費の会計処理とも関連して、法人の研究開発活動に重要な影響を与えうる。

法人が、研究開発費を繰延経理しない最も大きな理由は、法人税制上の優遇措置の存在にある<sup>17)</sup>。法人税法の下では、試験研究費・開発費など支出の効果が長期に及ぶものは、繰延資産として取り扱われるのが原則であるが、資産化の際に用いられる減価償却率は任意であるから、実質的には、初年度における投資費用の全額損金処理をも認めていることになる<sup>18)</sup>。初年度全額償却制度を用いる法人は、課税繰延を通じて Tax-Debt を得ることになるが、これは、資本コストの低下を通じて、本国における研究開発投資のインセンティブを促進すると考えられる。

### 3.3 税制上の優遇措置と配当支払規制：所得送還の合理性

全ての OECD 加盟国は、企業の配当可能利益に対して、何らかの法的な制約を課している。配当支払制約は、企業が配当を支払うために無制限な借入を行うことを禁じ、法人の Equity base を堅持する目的で設けられているが、通常、配当支払制約の下では、企業の支払配当額は、企業会計に報告される利益を超過してはならないとされる。しかし、配当可能利益の上限そのものは、各国における企業会計のあり方によって変わり得る。また、配当

支払制約は、企業が、経済的減価償却率よりも高い償却率で、資産を償却する場合には、会計慣行を通じて配当可能利益の水準、ならびに資本コストに重大な影響を及ぼしうる。特に、研究開発投資のように全額、即時償却される傾向にある投資について議論する場合には、配当支払制約に留意する必要がある。

各国の会計慣習は、Separate-BookingとUniform-Bookingに大別される。OECD加盟国の中では、英国・米国・カナダなどは、Separate-Bookingを、また、わが国やドイツ・フランス等の国々はUniform-Bookingに従った会計処理を行っている。

Separate-Bookingとは、貸借対照表・損益計算書などの財務諸表において報告される利益と、税務会計に記載される利益とが、必ずしも、一致する必要はないという会計慣行である。したがって、税務会計では、損金算入額を増やし課税所得を削減する一方、企業会計では、費用項目を減らして処分可能な利益を増やすといった財務戦略が可能となる。このような操作は、企業が、加速度償却を採用した場合に特に有用となる。すなわち、法人は、法人税法で認められる即時償却の恩恵を受けながら、同時に、配当可能利益の上限を高水準に維持することができることになる。それゆえ、後述するように、Separate-Bookingに従う企業は、Uniform-Bookingに従う企業よりも、多くの配当を支払うことが可能となる。

これに対して、わが国などで踏襲されているUniform-Bookingは、企業会計における報告利益と税務会計上の利益との一致を要求している。わが国法人税法では、減価償却費や引当金などの費用項目に関し、決算段階で損金処理しないと、法人税額計算時には損金として認められないことになっている。それゆえ、決算上は引当金を設けなくて利益を多く出し、納税額計算上は引当金を計上して課税所得を縮小させることは許されていない。同様に、決算上は定額償却を選択して利益を増やししながら、課税所得計算上は初年度に全額償却とするといった財務戦略を取ることも認められていない。このように、Uniform-Bookingにおける配当支払制約の上限は、企業会計におけ

る報告利益であるが、それは同時に、税務会計における報告利益でもある。したがって、Uniform-BookingはSeparate-Bookingに比べて、より厳しい配当支払制約を企業に課すことになる<sup>19)</sup>。

ところで、企業会計における報告利益水準の変動は、資本市場の評価ならびに経営者の行動に影響を及ぼしうる。即時償却による配当可能利益の減少は、情報の非対称性の存在する資本市場においては、経営状態悪化のシグナルとして捉えられる可能性があるが、このような市場の否定的な評価は、株価下落を通じて新株発行による資金調達を一層困難にするであろう。同様に、即時償却は、貸借対照表における資産額を減少させるが、このような資産の減少も、追加的な銀行借入を困難にする可能性がある。さらに、経営者の報酬体系が、会計利益に基いて決定される場合には、経営者は、研究開発投資を減らす誘因を持つことが予想される<sup>20)</sup>。

本国親会社が、海外現地法人からの定期的な所得送還を要求するのは、研究開発投資に対する税制上の便益を受けながら、同時に、配当支払額を一定水準に維持するためである。この場合、海外子会社からの送還配当は、本国親会社の直面する配当支払規制を緩和して、健全な経営のシグナルを発すると共に、税制上の優遇措置を確保する役割を果たしていると考えられる。そして、これらの便益は、本国における追加的な税負担を補って余りある大きさであると予想される<sup>21)</sup>。

#### 4 結 論

わが国製造業現地法人における、1993年度の研究開発費支出は総額1814億円であるが、国内法人の研究開発費総額に対する比率は、わずかに2.1%である。さらに、現地法人の技術取引に関しては、その90.3%は本国親会社との間で行われている。これら二点を考慮すると、わが国多国籍企業のイノベーション活動の大半は、本国で行われていると推測されるが、このような国内集中化の一要因として税制上の優遇措置が考えられる。

一方、わが国を含むOECD加盟国の多くは、株主への報告利益と税務会

計上の利益とを一致させることを要求している。この会計慣行の下で、わが国多国籍企業が研究開発投資に対する税制上の優遇措置を享受しようとするれば、その代償として配当可能所得の水準を低下させなければならない。換言すれば、わが国多国籍企業は、税制上の優遇措置と配当支払水準との間のトレードオフに直面することになる。

ところで、株主と経営者の間に、情報の非対称性が存在する場合には、株主は、配当所得ならびに法人税納税額の減少を、経営状態の悪化と認識する可能性があるが、これは、結果としてEquity financeを困難とする。また、本国親会社の経常利益に欠損が生じた場合には、課税所得も負となり、税制上の優遇措置を一切放棄することを余儀なくされる。したがって、本国親会社は、経常利益ならびに配当可能所得を、常にある一定水準以上に維持する誘因を強めるであろう。

確かに、世界的な高税率国であるわが国に海外から定期的に所得を送還されることは、一見非合理的である。しかし、本国親会社が、支払配当水準と税制上の優遇措置のトレードオフを解消するために、現地法人の所得を送還させていると考えるならば、このような所得送還行動に一定の合理性を与えうる。

\* 本稿作成に当たり、後藤晃（一橋大学）、小野浩（北海道大学）、田近栄治（一橋大学）の諸先生および匿名のレフェリーの方々から貴重なコメントを頂いた。記して御礼申し上げたい。なお、有りうべき誤謬は、全て筆者の責任に帰する。また、本稿で示された見解は、筆者個人のものであり、科学技術庁科学技術政策研究所とは無関係である。

#### 参考文献

- Auerbach, Alan J. "Taxation, Corporate Financial Policy and the Cost of Capital." *Journal of Economic Literature* 21 (1983), pp. 905-940.
- Chan, S H., J D. Martin, and J W. Kensinger, "Corporate Research and Development Expenditure and Share Values." *Journal of Financial Economics* 26 (1990), pp. 255-76.
- Dunning, John H., *Multinational Enterprises and the Globalization of Innovat-*

- ory Capacity." *Research Policy* 23 (1993), pp. 67-88.
- Dukes, Roland E., Thomas R. Dyckman, and John A. Elliott., "Accounting for Research and Development Costs : The Impact on Research and Development Expenditures." *Journal of Accounting Research* 18 (1980), pp. 1-38.
- Elliott, John, Gordon Richardson, Thomas Dyckman, and Roland Dukes., "The Impact of SFAS No. 2 of Firm Expenditures on Research and Development : Replications and Extensions." *Journal of Accounting Research* 22 (1) (1984), pp. 85-102.
- Granstrand, Ove, Lars Hakanson, and Soren Sjolander., "Internationalization of R & D : A Survey of Some Recent Research" *Research Policy* 22 (1993), pp. 413-430.
- Kanniainen, Vesa, and Jan Sodersten., "Cost of Monitoring and Corporate Taxation." *Journal of Public Economics* 55 (1994), pp. 307-321.
- Hakanson, Lars, and Robert Nobel., "Foreign Research and Development in Swedish Multinationals." *Research Policy* 22 (1993), pp. 373-389.
- Hartman, David G., "Tax Policy and Foreign Direct Investment." *Journal of Public Economics* 26 (1985), pp. 107-121.
- Hines, James R., and R. Glenn Hubbard., "Coming Home to America : Dividend Repatriation by U. S. Multinationals." (ed.) by Assaf Razin, and Joel Slemrod *Taxation in the Global Economy* (Chicago : University of Chicago Press : 1990), pp. 161-207.
- Hines, James R., "Taxation and U. S. Multinational Investment." *Tax Policy and the Economy* 2 (Massachusetts : The MIT Press : 1988), pp. 33-61.
- Hiramatu, Hirohisa., "Fiscal Measures To Promote R & D in Japan." *Report on The Ad Hoc Meeting of Experts on Fiscal Measures to Promote R & D and Innovation*, Organization for Economic Co-operation and Development (1996), pp. 55-60.
- Leechor, Chad and Jack Mintz., "On the Taxation of Multinational Corporate Investment When the Deferral Method Is Used by the Capital Exporting Country." *Journal of Public Economics* 51 (1993), pp. 75-96.
- Odagiri, Hiroyuki, and Hideto Yasuda, *Overseas R & D Activities of Japanese Firms*. Mimeograph (1996).
- 岩田一政 「日米間の税制と国際資本移動」『比較・日米マクロ経済政策』日本経済新聞社.

金子 宏 『租税法』 弘文堂.

後藤 晃・若杉隆平「技術政策」奥野・小宮・鈴木編『日本の産業政策』 東大出版会.

田近栄治・油井雄二 「資本コストと法人実行税率」『経済研究』(1988) pp. 20-33.

田近栄治・油井雄二 「日米法人企業の税負担」『経済研究』(1989) pp. 118-128.

西澤脩 『研究開発費の会計と管理』 白桃書房.

日本の税制(平成8年度版) 財経詳報社.

我が国企業の海外事業活動 各年度版(通商産業省).

- 1) 詳しくは田近・油井(1988)および同(1989)を参照.
- 2) 岩田(1996), p. 178.
- 3) 海外現地法人の所得送還方法は、企業の成長段階に応じて変更されると考えた方が適切なのかもしれない。赤字の続く設立当初には、現地法人は、ロイヤリティーによる送還方法を選択するが、正の利益を計上できるようになると、配当による利益処分に切り替える可能性がある。
- 4) 「我が国企業の海外事業活動」における配当性向の定義は、 $\text{配当} \div \text{税引後利益}$ である。
- 5) Hines(1988), pp. 49-51 および Hines-Hubbard(1990), pp. 165-167.
- 6) Auerbach(1983), pp. 905-940.
- 7) 過小資本税制は、借入の乱用を通じた人為的な源泉地課税回避を防止する目的で、米国では1969年に、わが国でも1992年に創設され、現在ほとんどの先進国が有している。
- 8) 関連企業間の恣意的な所得操作および源泉地課税回避を防止するために米国を始めとする諸外国では移転価格税制が導入されており、特に米国は、移転価格税制先進国として1986年税制改革における Super-Royalty 条項追加に端を発する一連の改正を通じて、無形資産移転に対する課税強化方針を打ち出している。
- 9) Leechor-Mintz(1993), pp. 75-96.
- 10) 「我が国企業の海外事業活動」(1995年度版)なお、本国親会社の研究開発投資総額に関するデータは、上記統計には記載されていない。
- 11) Granstrand-Hakanson-Sjolander(1993), pp. 413-430. ただし、研究開発活動の国際化が進展していると言っても、カナダやスウェーデン・英国の多国籍企業の研究開発投資は、もっぱら隣国である米国や EC 諸国で行われている。
- 12) Hakanson-Nobel(1993).
- 13) わが国の公的研究開発費(国防費を含む)は、全研究開発費の21.5%である

のに対して、米国では36.1%、フランスでは、44.6%となっている(1994年度)。ただし、わが国以外の先進諸国は公的研究開発投資の比重を年々低下させている。科学技術白書(平成7年度版)p.368。

- 14) イノベーション活動の成果が最初に開発に成功した企業によって独占される場合には、企業間の開発競争は、社会的に過剰な研究開発投資をもたらす。
- 15) 同種の議論は、研究開発投資を借入によって資金調達する場合にも成立する。
- 16) 研究開発投資に対するその他の優遇措置としては、増加試験研究費税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、基盤技術研究開発促進税制、特別試験研究促進税制、技術研究組合に対する優遇措置、技術等海外取引に関する特別控除、がある。増加試験研究費税額控除制度は、当期に過去の最高額を上回る研究開発投資を行った企業に対し、当期研究開発費と過去最高額の差額の20%を、当期法人税額から控除することを認めている。ただし税額控除額の上限は、法人税額の10%と規定されている。中小企業技術基盤強化税制は、中小企業の行った研究開発費の7%を、当期法人税額から控除することを認めている。なお、税額控除の対象となる中小企業とは、資本金1億円以下の企業、あるいは、雇用者数が1,000人に満たない企業を言い、大企業の子会社は対象外とされている。基盤技術研究開発促進税制は、企業が基盤技術開発研究用資産を購入した場合、その取得価額の7%を、当期法人税額から控除することを許している。特別試験研究促進税制は、1993年に創設された制度で、基礎研究の分野において国立研究機関あるいは外国研究機関と共同研究を行った民間企業に対して税額控除(試験研究費の6%を法人税額から控除)を認める制度である。同様の特典は、エネルギー資源・再利用資源の効率的使用方法に関する研究開発など、特定の目的で行われた研究開発活動に対しても与えられている。技術研究組合に対する優遇措置とは、企業が研究開発組合に参加し共同研究開発を行う場合には、研究開発関連資産の購入費用または組合の設立・維持に関わる費用の特別償却あるいは損金処理を認める制度である。法人が、特許権等(商標権は除く)を海外に譲渡・提供して収入を得た場合には、所得の計算上、その8%を損金に算入することができる。同様に、監査・調査等の「技術役務」を海外に提供して収入を得た場合には、支払い対価の16%を損金算入することができる。ただし、いずれも上限は所得金額の40%と規定されている。これらの優遇措置は、特定の研究開発活動を政策的に促進するというよりは、むしろ、企業がこの措置がなくとも、いずれは実施したであろう研究開発活動を一般的に促進してきたと評価されている。Hiramatsu(1996)、後藤・若杉(1984)、p.169。
- 17) 多くの法人が研究開発費を繰延経理しない理由は、西澤(1980)に整理され

ている。

18) 金子 (1994) pp. 255-256.

19) 会計利益の減少が、研究開発投資の水準に及ぼす影響については、いくつかの実証研究が存在する。米国では、1974年に、研究開発費の全額損金算入を要求する制度 (SFAS 2) が導入された。Dukes et al. (1980) は、大企業 27 社の研究開発投資・売上高比率を説明変数に計量分析を行い、SFAS 2 の導入は、企業の研究開発活動を低下させたとは言えない、と結論づけた。一方、Horwitz-Kolodny (1980) は、中小企業 43 社に関する SFAS 2 の導入の効果を検討し、SFAS 2 は中小企業の研究開発投資を低下させたと主張した。これらの実証研究を見る限り、会計利益の減少が、研究開発投資を阻害するか否かについて、明確な解答は得られていない。ただし、いづれの実証研究も、Separate-Booking を採用する米国企業に関する研究であり、わが国の文脈にそのまま援用することには注意を要する。

20) 逆に、研究開発投資と株価との間には正の相関があり、市場において新規の研究開発投資計画が発表されると、株価は上昇するとの結論も得られている。Chan-Martin-Kensinger (1990)。

21) 移転価格税制における紛争解決は、各国租税当局間の対応的調整を通じて行われる。しかし、対応的調整による紛争処理には、通常 5-6 年を要すると言われている。また、対応的調整過程は、当事者である企業に対して、取り引き価格に関する情報、連結財務データなどの内部資料の提出をも義務づけており、情報提供義務を怠った企業には、高額の懲罰金を課すことになっている。ロイヤリティーは、配当よりも税負担の軽い送還方法と言われるが、移転価格税制における上記の負担は、わが国多国籍企業の節税誘因を減退させるのかも知れない。

(科学技術庁科学技術政策研究所)